

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第112号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第10号」を「第14号」に改め、同条第1号中「、同条例別表第2(1)の項に掲げる手数料（市民税及び府民税、固定資産税並びに都市計画税に係るものに限る。）」を削り、「同表(3)の項」を「同条例別表第2(3)の項」に改め、同条中第11号を第15号とし、第6号から第10号までを4号ずつ繰り下げ、同条第5号中「、同表(2)の項に掲げる手数料、」を「又は」に改め、「又は京都市租税特別措置法関係手数料条例別表第2(6)の項に掲げる手数料」を削り、「区役所又は区役所支所」を「行財政局税務部納税推進課、区役所、区役所支所又は右京区役所京北出張所」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、同条第2号中「区役所、区役所支所又は区役所出張所」を「証明書発行コーナー」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 京都市証明等手数料条例別表第2(1)の項に掲げる手数料（市民税及び府民税、固定資産税並びに都市計画税に係るものに限る。）又は同条例別表第7に掲げる租税その他公課に関する証明書の交付に係る手数料 行財政局税務部納税推進課、区役所、区役所支所、区役所出張所又は証明書発行コーナー
- (3) 京都市証明等手数料条例別表第2(1)の項に掲げる手数料（市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に係るものに限る。）又は同表(2)の項に掲げる手数料（償却資産課税台帳に記載されている事項に係るものに限る。） 行財政局税務部納税推進課
- (4) 京都市証明等手数料条例別表第2(2)の項に掲げる手数料（土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に記載されている事項に係るものに限る。） 区役所、区役所支所又は右京区役所京北出張所
- (5) 京都市租税特別措置法関係手数料条例別表第2(6)の項に掲げる手数料 区役所又は区役所支所

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(会計室)